

フロン類等の排出抑制対策の現状

1. フロン類等の排出抑制対策の現状

オゾン層保護のためのウィーン条約及びオゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書に基づき、国際的に連携してオゾン層破壊物質削減のための対策を推進。
国内においては、オゾン層保護法に基づき特定物質の製造等の規制等を実施。
CFC 及びハロンについては、回収等によるさらなる排出抑制を進めるため、管理戦略を策定することを国際的に合意。
オゾン層保護及び地球温暖化防止の観点から、フロン回収破壊法に基づき特定製品からのフロン類の回収・破壊を実施。
そのほか、家電リサイクル法、自動車リサイクル法に基づき、フロン類の回収を促進。

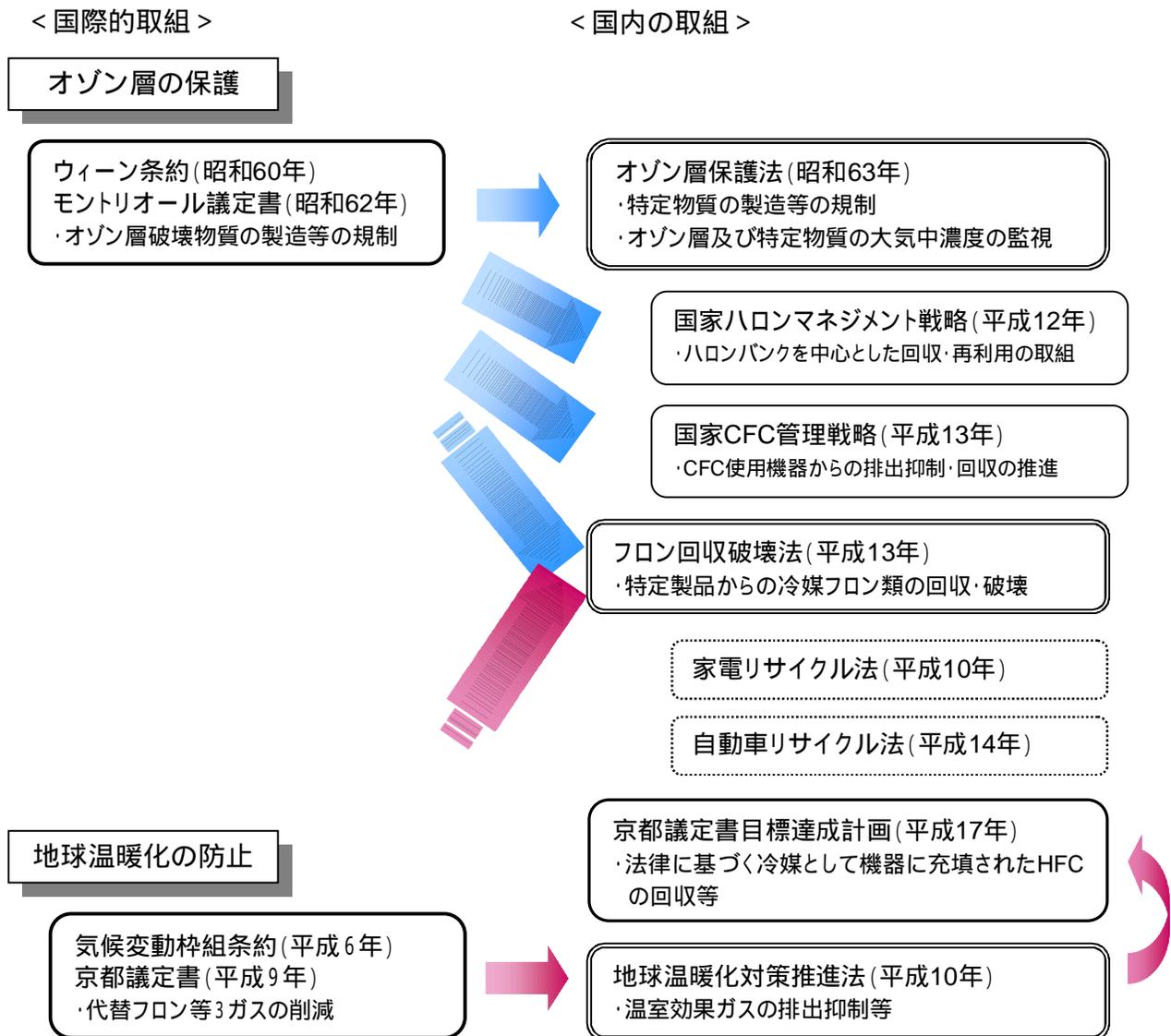


図 7-3-1 フロン類等の排出抑制対策の体系図

2. フロン回収破壊法の概要

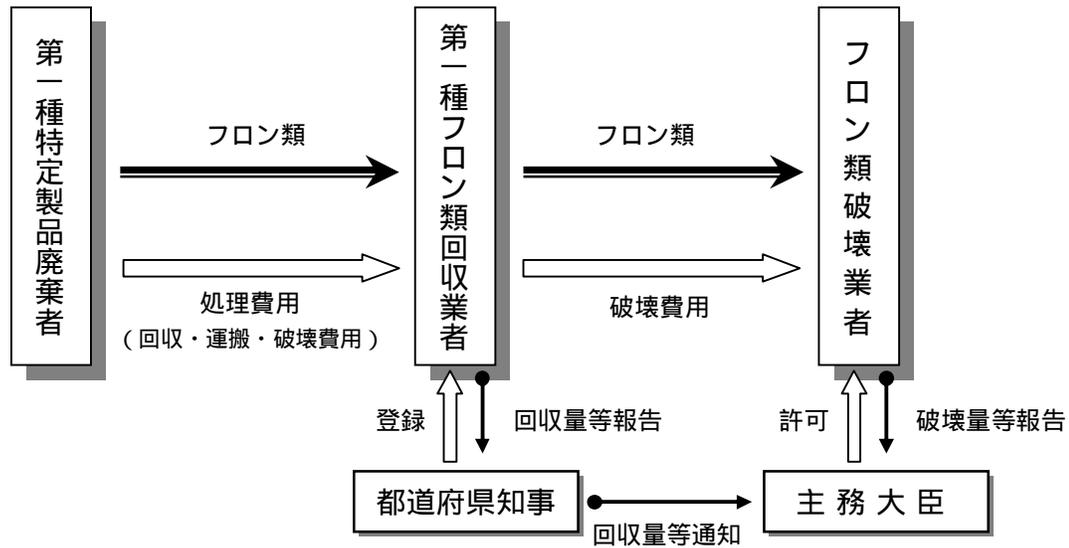


図 7-3-2 フロン回収破壊法のシステム

注：第二種特定製品からのフロン回収については、平成 17 年 1 月 1 日から自動車リサイクル法に移行された。

(1) 目的

オゾン層を破壊し、地球温暖化に深刻な影響をもたらすフロン類の大气中への排出を抑制するため、特定製品に使用されているフロン類の回収及び破壊の実施を確保するための措置等を講じ、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献する。

(2) 定義

フロン類：CFC、HCFC 及び HFC のうちオゾン層破壊又は地球温暖化の原因物質
第一種特定製品：フロン類が充填されている業務用のエアコンディショナー並びに冷蔵庫及び冷凍機器（自動販売機を含む。）
第二種特定製品：フロン類が充填されている自動車に搭載されているエアコンディショナー

(3) 指針

特定製品の使用及び廃棄の際のフロン類の排出抑制に関する指針を定める。

(4) 第一種フロン類回収業者の登録

第一種特定製品からのフロン類の回収を業として行おうとする者は、都道府県知事の登録を受ける。

(5) 第一種特定製品廃業者及び第一種フロン類回収業者のフロン類の引渡義務

第一種特定製品を廃棄しようとする者は第一種フロン類回収業者にフロン類を引き渡し、第一種フロン類回収業者はフロン類を引き取り、フロン類破壊業者に引き渡す。その際、第一種フロン類回収業者はフロン類の回収及び運搬に関する基準を遵守する。

- (6) フロン類破壊業者の許可
フロン類の破壊を業として行おうとする者は、主務大臣の許可を受ける。
- (7) フロン類破壊業者の引取・破壊義務
フロン類破壊業者は、フロン類を引き取り、破壊に関する基準に従って当該フロン類を破壊するとともに、破壊量等に関し記録を作成、保存し、関係者の閲覧の申し出に応じ、年度ごとに主務大臣に報告する。
- (8) 第一種特定製品廃棄者の費用負担
第一種フロン類回収業者は、第一種特定製品廃棄者に対し、フロン類の回収等に必要
な適正な料金を請求することができ、第一種特定製品廃棄者は当該費用を負担する。
- (9) フロン類の放出の禁止
何人も、みだりに特定製品からフロン類を放出してはならない。
- (10) 表示
特定製品にフロン類の放出禁止等についての表示を行う。
- (11) 特定製品の整備の際の遵守事項
特定製品の整備の際も、フロン類の回収及び運搬に関する基準に従う。

3. フロン回収破壊法の施行状況

都道府県知事の登録を受けた第一種フロン類回収業者数は約 27,000 である。
平成 15 年度の業務用冷凍空調機器からのフロン類の回収量は 1,889 トンであった。

(1) 登録数、許可数

(i) フロン類回収業者等の登録数

	H17.4.1現在
第一種フロン類回収業者（事業者数）	26,824
第二種特定製品引取業者（事業所数）	94,773*
第二種フロン類回収業者（事業所数）	30,022

H16.12.31 時点

(ii) フロン類破壊業者の許可事業所数 81（H17.10.1 現在）

(2) 立入検査等実施件数

(i) 都道府県及び政令市による平成 16 年度の登録業者立入検査等実施件数

	立入検査件数	任意の現地指導等	合計
第一種フロン類回収業者	1,105	117	1,222
第二種特定製品引取業者	1,982	873	2,855
第二種フロン類回収業者	1,806	671	2,477
合計	4,893	1,661	6,554

(ii) 国による平成 16 年度のフロン類破壊業者の立入検査等実施件数 10 件

(3) フロン類回収量・破壊量の集計結果

(i) 平成 15 年度

		CFC	HCFC	HFC	合計
業務用 冷凍空 調機器	回収した台数(千台)	245	559	62	866
	回収した量(トン)	338	1,458	94	1,889
	うち再利用された量	66	257	12	336
カーエ アコン	回収した台数(千台)	1,141	-	556	1,697
	回収した量(トン)	415	-	223	638
	うち再利用された量	120	-	50	170
破壊した量(トン)		629	1,471	331	2,431

小数点未満を四捨五入のため、数値の和は必ずしも合計に一致しない。

(ii) 平成 16 年度

		CFC	HCFC	HFC	合計
破壊した量(トン)		954	1,604	418	2,976

小数点未満を四捨五入のため、数値の和は必ずしも合計に一致しない。

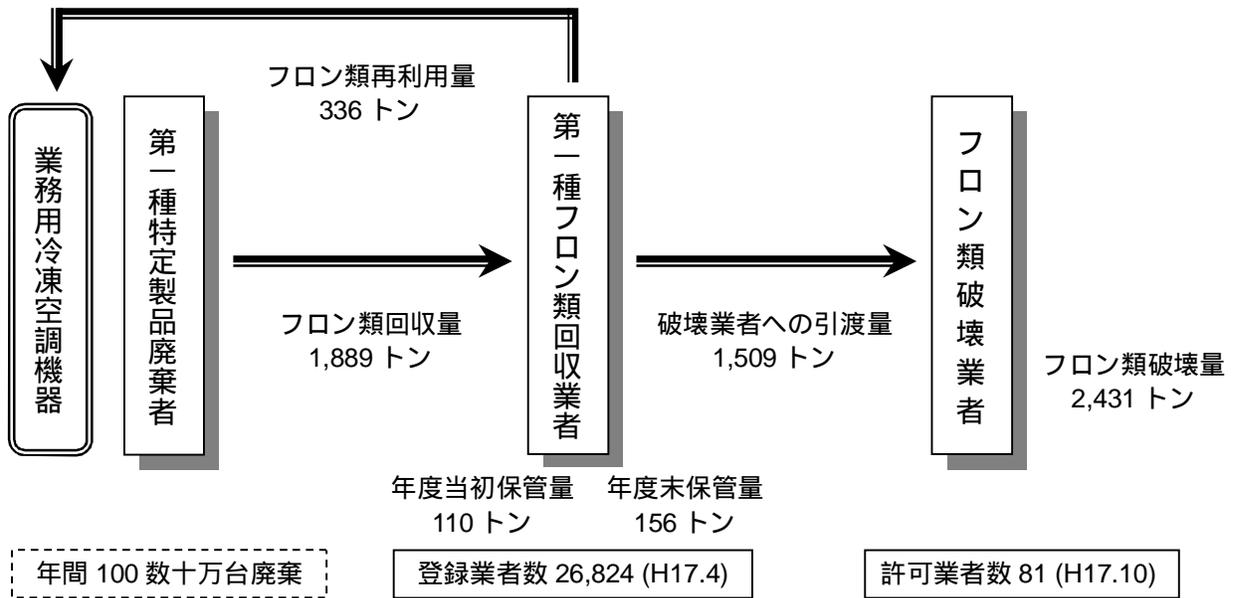


図 7-3-3 フロン回収破壊法の施行状況

回収量等の数値は平成 15 年度の実績

表 7-3-1 様々な製品に冷媒として用いられるフロン類の回収量（平成 15 年度）

機器	冷媒フロン類回収量 (トン)
業務用冷凍空調機器	1,889
家庭用エアコン	860
家庭用冷蔵冷凍庫	287
自動車	638

(出典) 平成 17 年度環境白書

4. 京都議定書目標達成計画における位置づけ (参考資料6)

京都議定書が 2005 年 2 月に発効し、同議定書では、我が国について温室効果ガスの 6 % 削減が法的拘束力のある約束として定められている。

地球温暖化対策推進法に基づき 2005 年 4 月に閣議決定された京都議定書目標達成計画において、温室効果ガスのうち代替フロン等 3 ガスについては、基準年 (1995 年) 比 +0.1% (約 5,100 万 t-CO₂) にすることが目標とされた。この目標を達成するため、具体的な対策毎の対策評価指標の一つとして、業務用冷凍空調機器からの冷媒フロン類の回収率を 2008 年度からの 5 年間平均で 60% とすることが定められている。

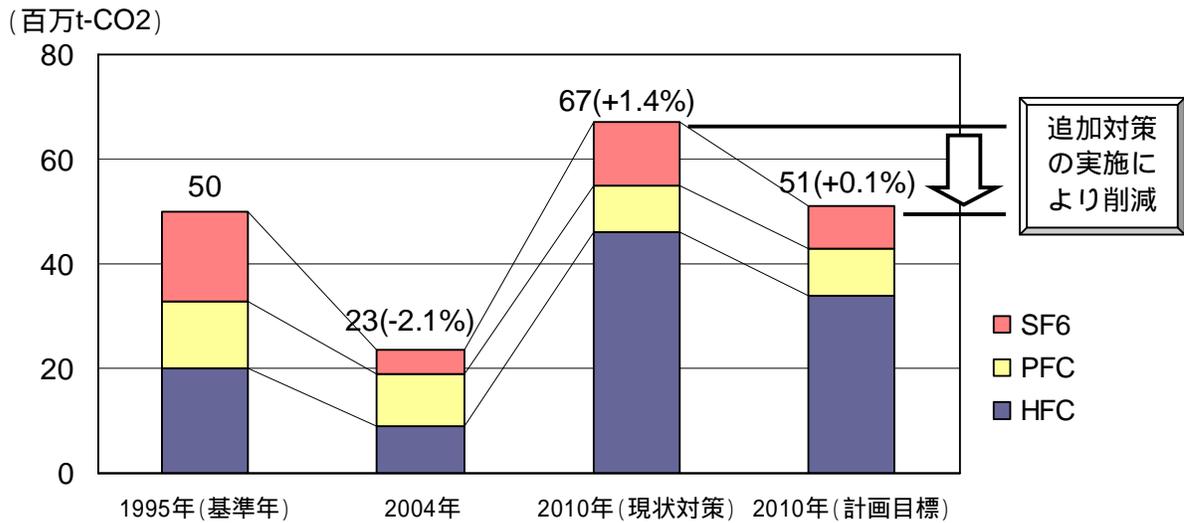


図 7-3-4 代替フロン等 3 ガスの排出量実績及び目標値
%値は京都議定書の対象である温室効果ガスの基準年総排出量に対する増減割合
(出典) 環境省作成

表 7-3-2 代替フロン等 3 ガスに関する対策・施策の一覧 (抜粋) (参考資料 6 別表 4)

具体的な対策	対策評価指標 (2010 年見込み)		国の施策
法律に基づく冷媒として充填された HFC の回収等	カーエアコンの冷媒回収率	80%	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法律の適切な実施・運用 ・ 普及啓発 ・ 業務用冷凍空調機器のフロン回収に関する制度面の抜本的見直しを含めた回収率向上対策を検討
	業務用冷凍空調機器の冷媒回収率	60% (2008 年度からの 5 年間平均)	
	補充用冷媒の回収率	30% (2008 年度からの 5 年間平均)	

(出典) 京都議定書目標達成計画